

令和6年6月20日

市政記者クラブ 様

昭和区役所区政部総務課  
担当：田宮（電話 735-3810）

### 昭和区役所における文書の配付誤りについて

昭和区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

#### 記

1 発生日

令和6年6月19日（水）

2 発生場所

昭和区白金学区内（昭和区白金三丁目付近）

3 事実の概要

令和6年6月18日（火）、通達員がAさんに配付すべき「保護変更決定通知書（以下、「通知書」という。）」をBさんに配付しました。Bさんが封筒を開封したところ、Aさん宛てのものであったことから、6月19日（水）、区役所にご連絡をいただき、配付誤りが判明しました。

4 漏えいした個人情報

住所、氏名、保護変更決定年月日及び理由、保護の種類及び程度、支給額

5 対応

- ・ Bさんについては、令和6年6月19日（水）、区役所職員が訪問し、謝罪するとともに、通知書を回収しました。
- ・ Aさんについては、同日、区役所職員が訪問し、謝罪するとともに、通知書をお渡ししました。

6 原因

Aさん宅とBさん宅は同じ集合住宅であり、ポストに投函する際の確認が不十分であったため。

7 再発防止策

通達員全員に対し、個人情報及び配付文書の重要性を改めて周知するとともに、配付時に必ず1通ずつ、氏名と住所を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。